

第1部 犯罪被害者等のための施策と進捗状況

〔平成17年度から平成18年度前半
の新規・拡充施策等を中心に記述〕

第1章 犯罪被害者等施策の総合的かつ計画的な推進の枠組み

第1節 政府全体の推進体制の概略

- 内閣府に特別の機関として置かれている犯罪被害者等施策推進会議による、①犯罪被害者等基本計画の案の作成、②犯罪被害者等のための施策に関する重要事項の審議、③犯罪被害者等のための施策の実施の推進、④犯罪被害者等のための施策の実施の状況の検証・評価・監視。その補佐を行うための基本計画推進専門委員等会議の設置。
- 犯罪被害者等施策に係る関係府省庁間の連絡調整等を担う、犯罪被害者等施策関係府省庁連絡会議。

援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進、犯罪被害者等を支援する民間の団体等に対する援助の在り方について、それぞれ検討中。

- 地方公共団体との連携・協力については、本年2～3月の地方公共団体職員向けの基本計画説明会や同年3月の平成17年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」において、都道府県・政令指定都市に対し、総合的な対応のできる部局の確定やその体制作りを要請。また、主管課室長会議では、有識者による講演・関係府省庁からの施策の説明等、必要な情報を提供。さらに、関係府省庁と地方公共団体の職員に対する「犯罪被害者等施策メールマガジン」の配信を、平成18年6月より開始。

第2節 犯罪被害者等基本計画の策定の概略

- 犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）により定めることとされた犯罪被害者等基本計画について、犯罪被害者等施策推進会議による案の作成を経て、平成17年12月27日、閣議決定。同計画において、4つの基本方針、5つの重点課題の下、258の具体的施策を位置付け。

- 施策策定過程の透明性の確保のため、内閣府犯罪被害者等施策ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>）等において、犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本計画、政府における推進体制の紹介のほか、推進会議の下で行われている検討状況を随時公開。

第3節 推進体制に関する施策の取組状況

- 国の行政機関相互の連携・協力を図るため、犯罪被害者等施策推進会議や犯罪被害者等施策関係府省庁連絡会議を活用。犯罪被害者等施策推進会議の下に、同会議を補佐するための基本計画推進専門委員等会議を設置。また、3つの検討会を設置し、経済的支援制度のあるべき姿、犯罪被害者等支

- 内閣府における、年次報告等を通じた定期的な施策の進捗状況の点検の実施。

犯罪被害者等基本計画に基づく3つの「検討会」の開催

犯罪被害者等基本計画の「重点課題に係る具体的施策」のうち、経済的支援の拡充等、支援ネットワークの構築等、民間団体に対する援助の拡充等という3つの課題（第1の2「給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）」(3)、第4の1「相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）」(3)、第4の3「民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）」(1)）について検討するため、平成18年4月10日、「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」、「民間団体への援助に関する検討会」の開催が、第4回犯罪被害者等施策推進会議により決定された。また、併せて、基本計画に盛り込まれた施策の実施状況、検討状況の総合的な監視とともに、3つの検討会における調査審議を束ねる役割を担う基本計画推進専門委員等会議の開催も決定された。

そして、平成18年4月12日、基本計画推進専門委員等会議（第1回）及び経済的支援に関する検討会・支援のための連携に関する検討会・民間団体への援助に関する検討会（第1回）合同会議が開催され、各検討会における検討が開始された。

〈経済的支援に関する検討会〉

経済的支援に関する検討会においては、基本的検討事項として、

- 1) 社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿(犯罪被害者等に対する経済的支援の理論的根拠と理念及び既存制度との整理、犯罪被害者等に対する新たな経済的支援制度の検討(対象・範囲・支援水準・支援方法)、医療費等(医療費、カウンセリング費用、介護費用)の無料化)
- 2) 犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方
- 3) 犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスの在り方
- 4) 財源

が掲げられた。また、

- 1) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非
- 2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非
- 3) 児童虐待、配偶者等からの暴力、人身取引以外の犯罪等による被害者等に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設
- 4) 犯罪被害者等の生活の立直しを図るための中期的な居住の確保
- 5) 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施策に関する検討
- 6) 公的弁護士制度の導入の是非

が、併せて検討する事項とされた。

第1回の合同会議以降、これまで、7回の検討会が開催されている（平成18年9月末現在）。第2回検討会から第5回検討会までは、我が国の経済的支援、我が国の社会保障・福祉制度、海外の実情について、有識者及び関係省庁からのヒアリング等が行われた。第6回検討会では、ヒアリングを踏まえた論点整理とともに、経済的支援制度のあるべき姿について議論が行われ、第7回検討会(9月26日)でも、引き続き、当該事項について議論が行われた。

今後、関連調査の結果も踏まえ、理念・目的、法形式、財源、給付の内容、給付方法、給付の対象などについて検討され、平成19年春ごろに中間とりまとめを行い、その後、国民から意見を募集し、それを踏まえた検討を行った上、同年末に最終報告書をまとめる予定である。

経済的支援に関する検討会の開催状況について

- 第1回（合同会議 平成18年4月12日(水)）
議題：構成員紹介、基本計画の策定等について、犯罪被害者等施策推進会議決定等について、今後のスケジュールについて 等
- 第2回（平成18年5月17日(水)）
議題：検討の進め方等について、我が国の経済的支援について（ヒアリング） 等（ヒアリング事項）
犯罪被害給付制度、自動車損害賠償保障制度（政府保障事業）、労働者災害補償保険制度
- 第3回（平成18年6月21日(水)）
議題：関連する我が国の社会保障・福祉制度（ヒアリング）、海外調査 等（ヒアリング事項）
医療保険制度、公的年金制度、介護・障害者福祉
- 第4回（合同会議 平成18年6月30日(金)）
議題：海外の実情に関する有識者からのヒアリングについて、海外調査について 等（ヒアリング事項）
イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス
- 第5回（平成18年7月26日(水)）
議題：我が国の社会保障・福祉制度について（ヒアリング）、参考となる我が国の社会保障・福祉制度について（ヒアリング）、今後の検討の進め方について、海外調査について 等（ヒアリング事項）
我が国の社会保障・福祉制度について、公害健康被害の補償等、原子爆弾被爆者に対する援護、医療品副作用被害救済制度、警察官の職務に協力援助した者の災害給付
- 第6回（平成18年8月25日(金)）
議題：論点整理、経済的支援制度のあるべき姿について 等
- 第7回（平成18年9月26日(火)）
議題：経済的支援制度のあるべき姿について 等

〈支援のための連携に関する検討会〉

支援のための連携に関する検討会においては、基本的検討事項として、

- 1) 支援ネットワークに必要な機関・団体等の把握
- 2) 相談や情報提供等のための（専用）窓口の設置
- 3) 他機関・団体等の人材・制度等の把握及び連携